

[審査基準]

以下の審査基準は、

- ① 清須市、江南市、一宮市、稲沢市、あま市、津島市、愛西市、弥富市、犬山市、春日井市、小牧市、岩倉市、北名古屋市、豊山町、扶桑町、大口町、大治町、蟹江町、及び飛島村の19市町村に、工業用水法対象以外で、
- ② 動力を用いて家庭用以外の地下水を採取するための施設で、
- ③ 揚水機の吐出口の断面積が6cm²を超えるものを新規に設置する場合について示す。

県民の生活環境の保全等に関する条例（抜粋）

— 前略 —

（許可の申請）

第五十四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 揚水設備の設置の場所
- 三 揚水設備のストレーナーの位置
- 四 揚水設備の揚水機の吐出口の断面積
- 五 揚水設備の揚水機の原動機の定格出力
- 六 揚水設備の揚水量
- 七 地下水の用途

2 前項の申請書には、揚水設備の設置の場所を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

（許可の基準）

第五十五条 知事は、第五十三条第一項の許可の申請に係る揚水設備のストレーナーの位置等が規則で定める基準に適合していると認める場合でなければ、同項の許可をしてはならない。

— 後略 —

規則で定める揚水設備に係る許可の基準

- | | |
|------------------------------------|-----------------------|
| ① ストレーナーの位置 | 地表面下 10m 以浅 |
| ② 揚水機の吐出口の断面積 | 19 cm ² 以下 |
| ③ 揚水機の原動機の定格出力 | 2.2kw 以下 |
| ④ 揚水設備を設置する工場等の揚水設備による 1 日当たりの総揚水量 | 350 m ³ 以下 |